諫早干潟　要望書

諫早湾がピンチです！緊急声明にご協力ください
2002 年 7 月 26 日

「諫早湾干拓事業の工事再開に対する環境ＮＧＯの声明」公表
2002 年 1 月 15 日

（財）世界自然保護基金ジャパン、（財）日本自然保護協会と連名
「農水省の諫早湾干拓事業縮小案に対する環境ＮＧＯの声明」を公表
2001 年 10 月 30 日

「諫早湾干拓事業見直しに対する５つの提言」を提出
2001 年 9 月 7 日
農林水産大臣宛

諫早湾干拓事業の中止を求める緊急アピールに賛同
2001 年８月 22 日
農林水産大臣、農林水産省九州農政局長、国営事業第三者委員会委員長宛
呼びかけ団体（諫早干潟緊急救済本部、諫早干潟緊急救済東京事務所、ＷＷＦジャパン、日本湿地ネットワーク）

諫早湾の潮受け堤防排水門を開門した調査に関する要望書
2001 年 5 月 14 日
農林水産大臣、有明海ノリ不作等対策関係調査検討委員会委員長宛

諫早湾干拓事業の見直しと諫早湾干潟の再生を求める緊急要請
2001 年 1 月 26 日
農林水産大臣、環境大臣宛

日本湿地ネットワーク「諫早湾干拓事業の見直しを求める緊急要請」への賛同署名
平成 12 年 11 月 28 日付
11 月 29 日、日本湿地ネットワークより、内閣総理大臣、農林水産大臣、農水省構造改善局長、環境庁長官宛に提出（本会含め、158 団体、2000 名以上の個人が賛同）

（財）日本野鳥の会理事会アピール

～水門を開いて干潟を救ってください～

1997 年 5 月 24 日

内閣総理大臣、農林水産大臣、環境庁長官、長崎県知事、諫早市長宛

諫早湾の潮受堤防締め切りに関する（財）日本野鳥の会の見解

1997 年 4 月 24 日

農林水産大臣宛

2002 年 7 月 26 日

諫早湾がピンチです！緊急声明にご協力ください

諫早湾と有明海がいま、最大の危機を迎えています。農水省は農地造成にこだわって、この８月上旬にも干拓地の前面堤防工事をはじめようとしています。しかしこの工事は、諫早干潟の回復のチャンスを奪い、有明海の再生も不可能にしてしまう可能性のある危険なものです。

そこで(財)日本野鳥の会は、WWF ジャパン、日本自然保護協会と共同で、前面堤防工事着工に反対する声明を全国の団体・個人に緊急に呼びかけることを決定しました。

あなたもこの声明に賛同してくださいませんか？
詳しくは以下のページをご覧ください
http://www.wwf.or.jp/er/isahaya/

(財)日本野鳥の会　自然保護室

---

8 月 9 日、（財）日本野鳥の会、（財）WWF ジャパン、（財）日本自然保護協会の３団体は、「有明海再生のための緊急声明」を農水省農村振興局に手渡してきました。この声明には、国内外から 176 団体、3,660 人の賛同を得て連名とさせていただきました。ご賛同をいただいた皆様に厚く御礼申し上げ ます。

この緊急声明への賛同は引き続き、工事が中止されるまで募集していきます。詳しくは上記アドレスをご覧ください。

＜提出した文書は、以下のとおり＞

2002年8月9日

農林水産大臣　武部勤殿

「有明海再生のための緊急声明」の提出について

財団法人　世界自然保護基金ジャパン
財団法人　日本自然保護協会
財団法人　日本野鳥の会

拝啓　時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、私ども環境保全に関わるＮＧＯ３団体は、農林水産省においてこのたび着手しようとされている諫早湾干拓事業の前面堤防工事着手について、これを中止し、有明海ノリ不作等対策関係調査検討委員会の提言を尊重して中長期開門調査を早期に実施すべきであると考え、この意見に賛同する国内外の176団体、個人3660名とともに、別紙の緊急声明を貴職あてに要請として提出いたします。

有明海の環境の危機的状況に鑑み、この要請を一日も早く実現していただくよう、お願いいたします。

敬具

＜本件についての問合せ先＞
財団法人　世界自然保護基金ジャパン　業務室　菅波完
〒105-0014 東京都港区芝 3-1-14 日本生命赤羽橋ビル6F
TEL 03-3769-1241
財団法人　日本自然保護協会　常務理事　吉田正人
〒102-0075　東京都千代田区三番町5-24山路三番町ビル3F
TEL 03-3265-0523
財団法人　日本野鳥の会　自然保護室　古南幸弘
〒191-0041　日野市南平2-35-2 WING
TEL 042-593-6872

2002 年 8 月 9 日

有明海再生のための緊急声明

提出団体
財団法人　世界自然保護基金ジャパン
財団法人　日本自然保護協会
財団法人　日本野鳥の会
ほか末尾のとおり

農林水産省は、諫早湾干拓事業の 2006 年度完成を目指し、潮受堤防の内部の前面堤防工事に近々着手するとしています。

しかし、諫早湾干拓事業に関しては、農林水産省が設置したノリ第三者委員会（有明海ノリ不作等対策関係調査検討委員会）が、昨年１２月にまとめた見解の中で次のように述べ、事業による有明海全体への悪影響を指摘しています。 「諫早湾干拓事業は重要な環境要因である流動および負荷を変化させ、諫早湾のみならず有明海全体の環境に影響を与えていると想定され、また、開門調査はその影響の検証に役立つと考えられる。」

これは、諫早湾干拓事業の環境アセスメントに重大な問題があったことを示唆するものであり、諫早湾干拓事業の工事は凍結し、徹底的な調査を実施することこそ、最優先すべきです。にも関わらず環境への悪影響が指摘されていることを無視し、さらにその工事を進めようとする農林水産省の姿勢は、深刻な漁業不振、環境悪化に陥っている有明海を見殺しにするものに他なりません。

農林水産省が、開門調査と平行して事業の完成を目指し工事を継続していることは、調査の意義にかかわる大きな問題です。干拓事業を進めるということは、「干拓事業による環境への悪影響は無い」との予断が存在するとしか考えられず、農林水産省は、体面を取り繕うためだけの調査に多額の国費を投じていることになります。

私たち環境ＮＧＯ３団体は、多くの市民や、有明海沿岸の漁業関係者とともに、諫早湾干拓事業を根本的に見直し、諫早湾に干潟生態系を回復させ、有明海をかつてのような「宝の海」に再生させることを訴えてきました。潮受堤防の閉め切りによって、かつての諫早湾干潟は干上がり、荒れ果てた草地に変わってしまいましたが、私たちは、諫早湾干潟の再生は、十分可能だと考えていました。なぜなら、かつての干潟は、干上がってしまっただけであり、潮受堤防の水門操作によって外海から海水を導入するだけでも干潟の再生が可能であることを、多くの研究者が指摘しているからです。

しかし、今回着工が予定されている前面堤防は、調整池と西工区を区切るものであるため、これが完成してしまえば、潮受堤防から海水を導入してもかつての干潟であった部分への海水の流入が遮られ、将来の干潟再生は極めて困難になります。当然ながら、開門調査による干潟再生の効果検証の障害となるものでもあり、この様な工事を拙速に実施する

ことは、厳に避けるべきです。

既に、福岡、佐賀、熊本の三県の関係漁連が、前面堤防工事の中止と、中長期の開門調査の早期実施を求める姿勢を明らかにしていますが、私たちは、上に述べたような立場から三県の関係漁連の姿勢を支持し、農林水産省に対し、次の２点について要請します。

１．　農林水産省は、諫早湾干拓事業の前面堤防工事を中止すべきである。
２．　農林水産省は、ノリ第三者委員会（有明海ノリ不作等対策関係調査検討委員会）の提言を尊重し、中長期開門調査を早期に実施すべきである。

以上

昨年１月以来中断されていた諫早湾干拓事業の工事を、農水省が地元漁民・自然保護団体の抗議行動の最中、１月９日に再開したことについて、以下の抗議声明を本会ほか３ＮＧＯの連名で農水省に申し入れマスコミに公表しました

==========

2002 年 1 月 15 日

農林水産大臣　武部　勤 殿

諫早湾干拓事業の工事再開に対する環境ＮＧＯの声明について

財団法人　世界自然保護基金ジャパン
財団法人　日本自然保護協会
財団法人　日本野鳥の会

農林水産省が、１月９日に諫早湾干拓事業の工事を再開したことについて、財団法人世界自然保護基金ジャパン、財団法人日本自然保護協会、財団法人日本野鳥の会の環境ＮＧＯ３団体は、別紙の通り共同声明をまとめましたのでお知らせいたします。

私たち環境ＮＧＯ３団体は、従来から諫早湾干拓事業の抜本的な見直しによる諫早湾・有明海の環境回復を求めてきました。こうした私たちの提案を無視し、当然行ってしかるべきな事業見直しを行わず、しかも、工事再開について地域住民や漁民に対しての説明を怠ったまま、今回、農水省が工事を再開し、地元関係者の対立を深刻化させたことに対し、私達は厳重に抗議します。

農林水産省は、事業推進のための工事再開に固執せず、事業見直しに対する方針および水門開放による調査の具体的な日程などを早急に明らかにすべきです。それによって、現在の混乱を早急に解決するとともに諫早湾・有明海の環境回復を一日も早く実現することを求めます。

写し配布先）

長崎県知事　諫早市長　森山町長　高来町長　吾妻町長　愛野町長　小長井町長　国見町長
瑞穂町長　飯盛町長　農林水産省九州農政局　長崎県諫早湾干拓室　諫早市干拓推進室
長崎県漁連　福岡県有明海漁連　佐賀県有明海漁連　熊本県漁連
農水省記者クラブ　環境省記者クラブ　長崎県政記者クラブ　諫早市政記者クラブ
福岡県政記者クラブ　佐賀県政記者クラブ　熊本県政記者クラブ

2002 年 1 月 15 日

諫早湾干拓事業の工事再開に対する環境ＮＧＯの声明

財団法人　世界自然保護基金ジャパン
財団法人　日本自然保護協会
財団法人　日本野鳥の会

１月９日、農林水産省は昨年２月から中断していた諫早湾干拓事業の工事を、有明海沿岸の漁業者や自然保護グループの抗議を押し切るかたちで再開しました。しかも、そのやり方は、漁業者などが干拓事務所に工事再開の延期と事業の見直し方針に関する説明を申し入れているさなか、その背後から工事車両を搬入するというもので、話し合いにより理解を得るのとは程遠い有様であったことから、地元関係者だけでなく全国の自然保護団体に大きな衝撃を与えています。

私たち環境ＮＧＯ３団体は、従来から諫早湾干拓事業の抜本的な見直しによる諫早湾・有明海の環境回復を求めてきました。こうした私たちの提案を無視し、当然行ってしかるべきな事業見直しを行わず、しかも、工事再開について地域住民や漁民に対しての説明を怠ったまま、今回、農水省が工事を再開し、地元関係者の対立を深刻化させたことに対し、私達は厳重に抗議します。

現在、漁業者や地元の自然保護グループなどが工事の再開に反対し、諫早湾干拓事業の抜本的な見直しを強く求めてきた背景には、これまで農林水産省が必要な環境保全対策を怠ってきたことへの強い不満があります。私たち３団体もこれに共感し支持するものです。

具体的には、以下のような問題点が指摘できます。

１．事業の環境影響評価では、諫早湾の干潟・浅海域の水質浄化力の評価、有明海の潮汐運動に対する影響、漁業生産に与える影響などに関する調査・予測が不十分であったため、「事業の影響は潮受堤防の近傍に限られ、有明海全体への影響は軽微である」と誤った評価を行い、これらに対する研究者や市民団体からの多くの批判に答えていない。

２．工事着工後に諫早湾内で生じたタイラギの死滅原因を調査するため、93 年に諫早湾漁場調査委員会が設置された。しかし、最近まで調査結果を放置してきただけでなく、先日になり「データが不十分のためタイラギ死滅の原因が特定できない」という結論をまとめ、漁業者に期待されていた役割を放棄してしまった。

３．昨年８月、農林水産省の国営事業再評価第三者委員会では、「事業によって失われた干潟生態系の水質浄化機能などが外部不経済として考慮されていない」との見解から、諫早湾干拓事業の見直しが提言された。しかし、昨年１０月に農林水産省が示した事業縮小案は、干拓地面積を半減させたに過ぎず、諫早干潟や有明海環境の回復を全く考慮しなかった。

４．昨年 12 月に開かれた有明海ノリ不作等関係調査検討委員会(ノリ第三者委員会)では、諫早湾干拓事業と有明海異変の間には因果関係が成り立つとの見解が得られ、長期間水門を開放した調査が必要との提言がされた。しかし、農林水産省は、事業縮小案と長期の水門開放による調査が両立しないことは自明であるにも関わらず、現在においても「事業と調査は切り離して考える」という矛盾した姿勢を示している。

私たち３団体は、ノリ第三者委員会が有明海異変と諫早湾干拓事業の因果関係を認め、有明海全域の環境回復を視野に入れた排水門の長期開放による調査を提言したことを重く受け止めています。因果関係が成り立つとの見解が得られた以上、これ以上の環境悪化を防ぐため、事業は一旦凍結し、第三者委員会が求める長期にわたる水門開放調査によって更なる原因の究明を行うと共に、環境回復のための対策を検討することを最優先すべきです。

また、今回小江工区で再開された工事は、背後地の防災対策として実施されるかのような説明がされていますが、新たに造成される農地の排水対策に過ぎず、背後地の防災とは何ら関係がありません。そもそも、調整池面積の減少を伴う新たな農地造成は、調整池の貯水容量を減少させ、洪水時の水位上昇を早めるため、背後地の防災上はむしろマイナスです。この様な事実を正確に公表せず、「防災」を名目に工事を推進することは行政の姿勢として問題であると言わざるを得ません。

現在、工事再開を巡って生じている混乱は、農林水産省が、漁業者や自然保護団体のみならず再評価第三者委員会やノリ第三者委員会の提言をも軽視し、安易に事業推進を進めようとしたことに一番の問題があり、農林水産省の責任は極めて大きいと言えます。

農林水産省は、事業推進のための工事再開に固執せず、事業見直しに対する方針および水門開放による調査の具体的な日程などを早急に明らかにすべきです。それによって、現在の混乱を早急に解決するとともに諫早湾・有明海の環境回復を一日も早く実現することを求めます。

以　上

農水省の諫早湾干拓事業縮小案に対する環境ＮＧＯの声明について

農水省が、諫早湾干拓事業の縮小案を示したことを受け、財団法人世界自然保護基金ジャパン、財団法人日本自然保護協会、財団法人日本野鳥の会の環境ＮＧＯ３団体は、2001 年 10 月 30 日、次のような共同声明をまとめ公表しました。また、諫早湾干拓事業に関係する国及び関係自治体にもこの声明を送り、諫早湾干拓事業を抜本的に見直し、必要な防災対策を総合的に検討した上で、諫早湾に豊かな干潟・浅海域の生態系を復活させるために、全力を尽くすよう、要望いたしました。

2001 年 10 月 30 日

農水省の諫早湾干拓事業縮小案に対する環境ＮＧＯの声明

財団法人　世界自然保護基金ジャパン
財団法人　日本自然保護協会
財団法人　日本野鳥の会

諫早湾干拓事業については、8 月 28 日に武部農水大臣が、「自然と共生する環境創造型の農業農村整備事業の先駆的な取り組みにしたい」として、事業見直しを表明しました。

私たち環境ＮＧＯは、農水大臣の事業見直し表明に大きな期待を寄せ、9 月 7 日付で、「諫早湾干拓事業の見直しに対する環境ＮＧＯからの５つの提言」を農水大臣に送付し、事業見直しに対する具体的な提言を行ってきました。

しかし、本日、農水省が、長崎県に対して提示した事業縮小案は、干拓地を西工区部分のみに縮小するだけのものでした。調整池の淡水化などは、当初計画から全く変更が無く、私たちが「５つの提言」で求めた環境保全対策は、全く考慮されていません。この縮小案は、事業見直しとして極めて不十分です。農水大臣が目指した「自然と共生する環境創造型の農業農村整備事業」の実体が、この縮小案だとすれば、私たちは失望を禁じ得ません。

特に、事業縮小案における「環境への配慮」は、調整池の淡水化を前提としたものであり、諫早湾及び有明海の水質・底質・生物相の改善には役立たず、環境保全と呼ぶに値しないばかりか、「有明海異変」と呼ばれるほど深刻化した周辺海域の環境悪化に対する認識が欠如しているとさえ言わざるを得ません。

かつての諫早湾は、国内でも最も豊かな内湾漁業が栄え、干潟・浅海域生態系として、国際的にも重要な海域でした。「海」だったところを「淡水の水辺」として整備することが、どうして環境保全と言えるでしょうか。調整池に海水を導入し、かつての豊かな干潟・浅海域を復活させること以外、諫早湾における環境保全の道は無いと言うことを、環境ＮＧ

Ｏの立場から強く訴えます。

私たちは、ここで改めて、「５つの提言」を示し、諫早湾干拓事業を抜本的に見直し、必要な防災対策を総合的に検討した上で、諫早湾に豊かな干潟・浅海域の生態系を復活させるために、国および関係自治体が全力を尽くすよう求めます。

「諫早湾干拓事業の見直しに対する環境ＮＧＯからの５つの提言」

１．「環境への配慮」としては、諫早湾内での干潟生態系の復活を最重点とすること
２．西工区についても農地造成をさらに見直し、干潟の復活を基本とした土地利用とすること
３．潮受堤防排水門の拡幅・増設等による海水交換の促進を積極的に検討すること
４．干潟再生・水門開放調査と両立する防災対策を早急に実施すること
５．事業見直しの総合的な検討に市民や専門家の意見を広く採り入れること

以上

＜声明の送付先＞
農林水産大臣　武部　勤殿
長崎県知事　　金子　原二郎殿
諫早市長　　吉次　邦夫殿
森山町長　　田中　克史殿
高来町長　　松本　功殿
吾妻町長　　藤田　徹殿
愛野町長　　松浦　末利殿
小長井町長　　古賀　忠臣殿
国見町長　　渡辺　秀孝殿
瑞穂町長　　吉田　良茂殿
飯盛町長　　松原　英郎殿

＜写しの送付先＞
農林水産省農村振興局　農林水産省九州農政局
長崎県諫早湾干拓室　諫早市諫早湾干拓推進室
農水省記者クラブ　長崎県政記者クラブ　諫早市政記者クラブ
福岡県政記者クラブ　佐賀県政紀者クラブ　熊本県政記者クラブ

2001年9月7日

農林水産大臣　武部　勤　殿

諫早湾干拓事業の見直しに対する環境ＮＧＯからの５つの提言

財団法人　世界自然保護基金ジャパン
財団法人　日本自然保護協会
財団法人　日本野鳥の会

拝啓　秋涼の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、8月28日の談話において、貴職は、諫早湾干拓事業を「自然と共生する環境創造型の農業農村整備事業」の先駆的な取り組みにしたい、と述べられ、事業の見直し方針を明らかにされました。この方針転換に私たちは大きな期待を寄せています。

今後、事業の総合的な検討を関係自治体などと進めて行かれることと存じますが、「自然と共生する環境創造型」の事業見直しという視点に立ち、環境保護団体の立場から、下記の５点につき提言申し上げますので、是非ともご考慮の程よろしくお願い致します。

敬具

記

１．「環境への配慮」としては、諫早湾内での干潟生態系の復活を最重点とすること

私たちは、諫早湾干拓事業によって3,550haにも及ぶ広大で生物の多様性に富んだ干潟・浅海域生態系が失われたことこそが事業の最大の問題点であり、諫早湾のみならず有明海の自然環境を大きく損なうものであると考え、これまでも事業の根本的な見直しによる諫早湾干潟の復活こそが緊急の課題であると訴えてきました。

昨年冬からのノリ不作の深刻化を受けて設置された、有明海ノリ不作等対策関係調査検討委員会でも、「有明海異変」と称される環境悪化の原因として、諫早湾をはじめとした干潟の減少が重要な問題だと指摘されています。また、先の国営事業再評価第三者委員会でも、干潟の喪失が事業の外部不経済として計算されていない、との問題提起がなされました。

今回の大臣談話では、事業見直しの４つの視点の中に「環境への一層の配慮」が位置づけられ、事業を「環境創造型」に転換するとの方向が打ち出されました。しかし、私たちは、これまで農水省が、諫早湾干拓によって干潟生態系を消滅させながら、「潮受堤防内部に、新たに淡水の生態系が創出される」として、それがあたかも事業の効果であるかのように説明してきたことを忘れていません。この様な、本来あるべき生態系を考慮しない「環境創造」は、環境保全に逆行するものです。事業見直しにおける環境への配慮は、かつての豊かな干潟生態系を復活させるものでなければなりません。

２．西工区についても農地造成をさらに見直し、干潟の復活を基本とした土地利用とすること

事業見直しの方向について、既に干陸化している西工区は農地として整備し、東工区部分の農地造成のみを中止する方向が取りざたされていますが、再評価第三者委員会で指摘された営農計画についての問題点は、事業を西工区のみに縮小しても解決されません。

すなわち、調整池の水質改善が難しく農業用水としての利用に適さないこと、入植者の費用負担が過大であること、しかも、営農計画の収穫見込みは「いずれそのレベルに達するものと思われる」水準で、当面は計画通りの収穫を見込めないことなど、営農計画の根幹に関わる問題は、西工区だけを農地にする場合にも同様に発生します。このように、営農計画の見通しの立たない西工区を現計画通りに整備することは、甚だ疑問です。

西工区部分は、かつて諫早湾干潟の中心だった場所であり、地盤の低い東工区部分よりもむしろ干潟としての復活が期待されます。報道などを含め、西工区部分は既に農地として造成済みとの認識がありますが、実際には、暗渠排水設備の設置などによる除塩が進められている途上で あり、かつての干潟が乾燥し、雑草が生えている状況に過ぎません。海水を導入すれば、干潟生態系の回復が可能であることは、多くの研究者が指摘していることであり、私たちは、西工区部分こそ、干潟の復活を基本とした土地利用を検討すべきだと考えます。

西工区部分を干潟として有効利用することは、有明海の水質改善に役立つばかりか、水産資源の生産性を高めることにもつながり、有明海全体を含めた水産業の振興にも資することが期待されます。また、シギ・チドリ類など東アジアからオーストラリア地域を行き来する渡り鳥の中継地・越冬地として重要な諫早湾の価値を復活させ、環境保全における日本の国際的な信頼感を回復することにもつながります。

３．潮受堤防排水門の拡幅・増設等による海水交換の促進を積極的に検討すること

潮受堤防内部の干潟再生をより効果的に進めるためには、排水門の部分的開放では不十分であり、排水門を常時開放して、大量の海水を交換させることが不可欠です。

最近の日本自然保護協会の調査により、潮受堤防外側の諫早湾内から有明海にかけて貧酸素水塊が大規模に発生していることが明らかになりましたが、その原因の一つは、諫早湾内の潮流が弱まり、海水の攪拌能力が減少したことだと考えられます。さらに、潮受堤防で諫早湾を閉め切ったこと自体が、有明海全体の潮汐運動を弱め、干満差を減少させ、このため有明海全域にわたって干潟が減少したと指摘する研究者もいます。このように、潮受堤防により諫早湾が締め切られ、海水の交換が遮断されたことが、諫早湾・有明海の環境悪化の原因であるとして注目されています。

これらの問題解決のためには、潮受堤防の建設前と同程度の海水を導入することが必要です。それには現在の排水門(全長７km の潮受堤防に対し、幅わずか 250m)を通じた海水交換だけでは限界があります。排水門の拡幅・増設により、潮受堤防内外の海水交換を高めることを積極的に検討し、それが不可能である場合には潮受堤防の撤去も視野に入れて検討を行うことが必要です。

４．干潟再生・水門開放調査と両立する防災対策を早急に実施すること

諫早湾干拓事業への地元の期待は、主に防災機能の強化であると私たちは認識しており、その必要性も十分理解しています。

事業の見直しに当たっては、先に述べた干潟生態系の復活を中心とする環境への配慮と、地域の防災機能の強化を両立させるべきであり、それは可能です。既に、有明海ノリ不作等対策関係調査検討委員会では、潮受堤防の水門を開放して調査することが決まっており、その前提として、地域の防災機能を補うことが必要とされています。

水門開放調査は来年４月以降とされていますが、必要な防災対策を早急に実施することが、水門開放調査を有効に進めるためにも、また事業の見直しによる干潟生態系の復活を急ぐためにも極めて重要です。

５．事業見直しの総合的な検討に市民や専門家の意見を広く採り入れること

今回、国営事業再評価第三者委員会が、詳細な議事録を迅速に公開したため、委員会で

の議論の様子を一般市民が知ることができ、議論の内容に合わせて、市民側から情報提供を行い、問題提起をすることが可能となりました。また、この第三者委員会では、市民が研究者の協力を受けてまとめた『市民による諫早干拓「時のアセス」』報告書による問題提起が議論の中でたびたび引用され、一般市民や研究者の情報提供・問題提起が有効であり、必要であることが認められました。

農水省では既に、様々な政策検討過程において、情報公開やパブリックコメントの機会確保が進められています。諫早湾干拓事業見直しの検討に当たっても、その過程を地元住民、有明海沿岸漁業者、一般市民、研究者などに広く公開し、かつ多くの関係者が、検討作業に参画できるような場を設けるべきです。

以上

「諫早湾干拓事業の中止を求める緊急アピール」に賛同します。

2001 年８月 22 日

（財）日本野鳥の会

会長　　小杉　隆

諫早湾干拓事業の中止を求める緊急アピール

呼びかけ団体

諫早干潟緊急救済本部

諫早干潟緊急救済東京事務所

ＷＷＦジャパン

日本湿地ネットワーク

諫早湾干拓事業について、私たちは、事業の第一の目的である営農計画が非現実的で、必要性にも乏しいこと、第二の目的である防災については、効果が不完全で、別途総合的な防災対策が不可欠であること、さらに事業の環境への影響として、諫早湾の貴重な干潟生態系を消滅させ、有明海全体の海洋環境にも大きくダメージを与えることを理由として、事業の中止を訴えてきました。

８月１８日に開かれた、九州農政局の国営事業再評価第三者委員会では、諫早湾干拓事業について、農政局側が計画通り事業推進の諮問案を提示しましたが、第三者委員から、事業の問題点を指摘する声が相次ぎました。

その問題提起の内容は、

「営農計画の収穫見込みが高すぎて、実現の見込みが低い」

「周辺環境への影響が大きく、別途、国が調査を進めている段階では結論が出せない」

「事業に伴う、干潟の水質浄化機能の喪失など、外部不経済を考慮すれば、事業の効果は、費用を下回る可能性がある」

と言った主旨のものであったと報じられており、これは私たちや、多くの研究者などからも指摘されてきたことです。

今や、諫早湾干拓事業を推進する根拠は根底から揺らいでいます。この様な状況で、事業を継続することは到底許されません。

私たちは、別記の賛同団体・個人とともに下記の３点を緊急に要請します。

記

１．国営事業第三者委員会委員長（九州共立大学工学部　黒田正治教授）に対し、
第三者委員会委員長は、第三者委員会の意見として、諫早湾干拓事業の中止を提言すること

２．農林水産省九州農政局長に対し、
九州農政局長は、国営事業再評価による今後の事業実施方針案において、諫早湾干拓事業を中止とすること

３．農林水産大臣に対し、
農林水産大臣は、諫早湾干拓事業を中止し、地域の防災対策と諫早湾干潟の再生を両立させる方策について関係省庁、自治体との協議を開始すること

本会他、自然保護ＮＧＯ６団体は、2001 年５月 14 日、最近のノリ不作に代表される有明海周辺の漁業不振、環境悪化の対策として、諫早湾干拓事業の見直しと諫早干潟の再生が不可欠であるとの立場から、次のような要望書を農水大臣と「有明海ノリ不作等対策関係調査検討委員会」委員長あてに提出いたしました。

2001 年 5 月 14 日

農林水産大臣　　武部　勤 殿
有明海ノリ不作等対策関係調査検討委員会委員長　清水　誠 殿

諫早湾の潮受け堤防排水門を開門した調査に関する要望書

諫早干潟緊急救済本部	代 表　山下八千代
諫早干潟緊急救済東京事務所	代 表　矢嶋　　悟
日本湿地ネットワーク	代 表　辻　　淳夫
財団法人日本野鳥の会	会 長　小杉　　隆
財団法人世界自然保護基金ジャパン	会 長　大内　照之
財団法人日本自然保護協会	理事長　田畑　貞寿

拝啓　初夏の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、農林水産省ならびに「有明海ノリ不作等対策関係調査検討委員会」におかれましては、今般の深刻な有明海ノリ不作等に対して、原因究明並びに対策を検討されていることに対し、敬意を表します。貴委員会はこれまでにない高い公開性と、広く国民からの意見に耳を傾ける姿勢を確保されていることを、私たちは高く評価しております。これまで４回にわたり開かれた貴委員会において、今日の現状を「有明海異変」と認識され、異変に至る原因仮説を整理されました。そして諫早湾干拓問題への対応について、干潟の消失による影響とその機能回復の評価などを目的とした数年間にわたる連続的な開門調査の必要があることを共通認識とされました。私たちはこれらを、有明海の回復と諫早湾の再生につながるものとして強く注目しております。

しかし、第４回の議論を終えて、特に諫早湾排水門の開門調査について大きな疑問が生じてきました。これについて以下、意見を述べ今後の取組に取り入れていただきたくお願いするものです。

敬具

記

１．諫早湾排水門の長期開放調査をできる限り早急に実施すること

貴委員会及び農水省が、有明海周辺の漁業者が極めて深刻な漁業不振に直面しており、緊急の対策を要していることを認識されていないことは大変残念です。このことは、漁連関係の委員が繰り返し貴委員会の中で主張しており、また、第２回委員会で報告された「各県漁業者への聞き取り調査結果」でも明確に示されていることです。

対策の緊急性を考えたとき、3 月 27 日付「委員長まとめ」にもあるように、「原因が科学的に 100%解明されるまで待つのではなく」、予防原則に照らした対策の提言が早急になされるべきです。にもかかわらず、事実上、一年以上も現状を放置する形の結論となっていることは甚だ遺憾です。

3 月 27 日付「有明海異変の原因解明と有明海再生に向けた調査・研究についての提言」においては、有明海の物質収支のバランスが崩れた原因を「底質悪化や干潟消滅による底生生物の減少」とし、諫早湾干拓事業による干潟の消失を大きな要因として挙げています。この意味で、諫早湾の水門を開放しての調査は、干潟の再生による底生生物の増加など、原因仮説の直接的な検証方法として、私たちも大きな期待を寄せているところです。

既に一部の委員からは、早期に開門調査をすることが強く提案されております。開門することにより諫早湾内の潮流速が回復することはシミュレーションの結果からも明らかになっており、これによる環境改善の効果が期待できることから、開門調査が一日も早く行われるよう、要望します。

２．諫早湾干拓事業の中央干拓地西工区工事を凍結すること

原因仮説の検証のための諫早湾干潟の機能回復調査に欠かせない論点として、諫早湾干拓事業の中央干拓地西工区の工事中断問題があります。

水門開放調査では、干潟再生の効果を検証することが必要ですが、西工区の工事が進めば、干潟の再生に支障を来すことは明らかです。貴委員会は、前面堤防工事については、調査に影響を及ぼすことを理由に凍結を提言しているのですから、同じく調査目的に悪影響を与える西工区整備工事の継続を認めることは、著しく論理の整合性を欠くものです。

開門調査における干潟再生に支障を来す西工区の工事は凍結するよう、委員会として提言することを要望します。

３．開門調査に向けた準備課題に早急に取り組み、速やかに対策を実施すること

開門調査を行うにあたり考慮すべきこととして、3 月 27 日付「諫早湾の排水門を開門した調査に関わる見解について」において、開門調査の準備過程として列挙された諸課題は、実際の対応に一定の時間を要するものです。可及的速やかに開門調査に着手し、有明海再生への提言を行うためにも、これらの課題の解決と開門準備作業に、今直ちに着手すべきです。

開門して調査を行うことが既に確定している以上、調査方法の検討と同時並行で、開門調査のための課題にできる限り早急に着手していただくことを要望します。

以上

２００１年1月２６日

農林水産大臣　　谷津　義男　殿
環境大臣　　川口　順子　殿

諫早湾干拓事業の見直しと諫早湾干潟の再生を求める緊急要請

諫早干潟緊急救済本部
代表　山下　八千代
諫早干潟緊急救済東京事務所
代表　矢嶋　悟
日本湿地ネットワーク
代表　辻　淳夫
財団法人日本野鳥の会
会長　黒田　長久
財団法人世界自然保護基金ジャパン
会長　大内　照之

諫早湾干拓事業の工事着工から約１１年、潮受堤防の閉め切りから３年９ヶ月を経過した現在、諫早湾及び有明海の現状は、閉め切り後の赤潮発生件数の急増、特産品であったタイラギの長期的かつ壊滅的な不漁、アサリ養殖の不振、ワカメの不作など環境の悪化と漁業被害が続いています。これに加えて昨年１２月より、養殖ノリの「色落ち」が深刻化し、福岡県・佐賀県・熊本県のノリ漁業者が死活問題に直面しています。この結果、全国生産量の約４割を占め広く国民に親しまれてきた「有明海苔」の品質低下・供給不足が国民生活にも影響を及ぼして始めています。

農水省は、諫早湾干拓事業の環境アセスメントの総合評価で、「有明海の自然環境に著しい影響をおよぼすものではなく、また、その影響は計画地の近傍に限られることから、本事業が諫早湾及びその周辺海域におよぼす影響は許容しうるものであると考えられる。」とし、有明海の生態系への影響は軽微であるとしていました。しかし、周辺漁民や多くの科学者、ＮＧＯなどは、周辺環境に重大な悪影響を及ぼす危険性を指摘してきました。

一方、佐賀、福岡、熊本の３県の有明海漁連も漁業への影響を考慮し、事業着手前に九州農政局長との間で「諫早湾干拓事業に関する基本協定書」（1985 年）と「諫早湾干拓事業に関する確認書」（1987 年）を取り交わしています。その確認書の中では「乙（九州農政局

長）は、有明海水産業への影響並びに環境の変化を把握するため、定期的に調査を実施するものとする。」「諫早湾干拓事業に起因し有明海水産業に予測し得なかった新たな被害又は支障が万一生じた場合には、乙は誠意をもって甲に協議し、解決するよう努めるものとする。」と環境調査と協議が確約されており、実際に３県漁連からは、これまでも有明海の環境調査の要請が行われてきました。

現在の深刻な漁業被害に対しては、緊急の補償措置等を行うことも不可欠と思われます。

私たちは、有明海・諫早湾の環境悪化・漁業被害に諫早湾干拓事業が重大な影響を与えていると考えます。この状況の解決、つまり、有明海・諫早湾の豊かな生態系を守り、回復させるためには、諫早湾干拓事業の根本的な見直しと諫早湾干潟の再生が緊急の課題だと考えます。

有明海沿岸漁民が「諫早干拓を中止し、水門を開放せよ。宝の海をかえせ。」と大規模な海上デモを元旦から繰り返していますが、この要求は私たちの主張と一致するものです。

このような情勢の中、農林水産省が、「有明海ノリ不作対策本部」を設置し、状況調査に乗り出したこと、さらに農林水産大臣自らが、「あらゆる観点から原因を調査する。予見を持たずにやり、結果によっては潮受堤防の水門を開けて調査するのもやぶさかでない。」と言う趣旨の発言をされたことを、私たちは大きな期待を持って受け止めました。

私たちは、農林水産省に誠実な調査と大胆な決断を期待し、また、環境省に有明海全体の環境保全の推進を求める立場から、以下の点について要望します。

１．ノリ等の漁業被害のみならず、有明海の環境の悪化ついて、国として科学的な調査を行うこと。また、その方法や結果について十分な情報公開を行うこと。
２．水質浄化を図るため、諫早湾の調整池を再び汽水化し、干潟を回復させるための水門操作を直ちに行うこと。
　ただし、水門操作の方法等、諫早湾内の漁業への影響に十分配慮すること。
３．調整池の水質悪化の要因の一つである内部堤防工事を直ちに中止すること。
４．潮受堤防の水門を開放するにあたり、必要な防災対策の検討を早急に行うこと。
５．水門の常時開放・水門の拡幅・潮受堤防の撤去を含めて諫早湾の干潟を効果的に回復させる措置の検討を開始すること。
　ただし、その措置が与える一時的な影響について予測し、必要な漁業補償等も行うこと。

以　上

（財）日本野鳥の会は、平成 12 年 11 月 28 日付けで、日本湿地ネットワーク（ＪＡＷＡＮ）の「諫早湾干拓事業の見直しを求める緊急要請」に賛同し、署名しました。（本会を含め 158 団体、2000 名以上の個人が賛同。）

要請文は賛同団体を添えて、内閣総理大臣、農林水産大臣、農水省構造改善局長、環境庁長官宛に提出されました。

諫早湾干拓事業の見直しを求める緊急要請

日本湿地ネットワーク
代表　辻　淳夫

自民党が打ち出した公共事業の見直しは、中の海干拓事業の中止や、吉野川可動堰の「白紙」化など、大きな意味のあるものもあるが、その多くは既に事実上停止している事業であり、真の見直しとは到底言えない。

公共事業が無用な財政負担だけでなく、巨大な自然破壊をともなったことへの反省が無く、大きな環境破壊を進行させつつある諫早湾干拓や、その恐れが強い川辺川ダム、東京湾三番瀬埋立事業などを対象にしないのは問題である。

真っ先に見直すべきは、日本の理不尽な公共事業の象徴とも言うべき諫早湾の干拓事業である。事業は進行中だが、優良農地の造成と防災という目的の破綻は既に明らかであり、一刻も早く事業を中止し、水門を開放して、湾内の汚れきった水質の改善と干潟の復元を諮るべきであり、その全体の事業計画の再評価と現実的な代替案の検討を進めるべきである。

１９９７年４月１４日の水門締め切りは、世界の心ある人々の魂を凍らせた「ホロコースト（生物皆殺し）」であり、その衝撃と深い傷跡は今も癒されることなく、生々しい。そして、それから３年、締めきられた調整池の水質は悪化の一途をたどり、潮受け堤防外の諫早湾の漁場ではタイラギやアサリの全滅など、深刻な漁業被害が広がり、ついには大浦や島原の漁民自らが、水門開放と干拓事業の中止を訴える、直接行動に立ち上がっている。

豊かな有明海と、その豊穣ないのちを生み出す子宮としての諫早湾に魅せられ、ムツゴロウをはじめ幾億のいのちの代弁者として、30 年にわたる活動を続けてきた、諫早干潟緊急救済本部と日本湿地ネットワークの代表であった山下弘文氏は、諫早の開放が近いことを予告しながら、７月２１日に急逝された。

私たち、日本湿地ネットワークは、山下さんの遺志をついで、賛同する団体個人ととも

に、以下を要請します。

１．国営諫早湾干拓事業を、緊急に見直す公共事業の対象にすること。
２．諫早湾潮受け堤防の水門を開放し、事業の見直しによる代替案の検討がすむまで、事業を中止または凍結すること。

以上

（財）日本野鳥の会は、は既に４月２３日付けで農林水産大臣宛に保護・調査センター所長名で抗議文を送付しております。５月２４日に開催された当会理事会に於いて、改めて全会一致で抗議の決議を得ましたので、これを５月２７日、首相、農林相、環境庁長官、長崎県知事、諫早市長宛として提出しました。

本アピールの中では、鳥類を中心とした野生生物の保全と同時に、特に水質保全のためにも生態系の保全が必要であること、渡り鳥への影響が国外の生態系にも影響を及ぼすことに言及して、排水門の開門による海水流入を主張いたしました。

日野鳥発第 48 号
平成９年５月 24 日

内閣総理大臣　橋本龍太郎様
農林水産大臣　藤本孝雄様
環境庁長官　石井道子様
長崎県知事　高田　勇様
諫早市長　吉次邦夫様

（財）日本野鳥の会
理　事　会

（財）日本野鳥の会理事会アピール
水門を開いて干潟を救ってください

（１）諫早湾干拓事業のための潮受け堤防がしめきられて１ケ月以上が経ちました。干潟の表面にはひびが入り、生物は死滅しはじめています。しかし、まだ干潟の一部では人間が歩いて表面がゆれると、アリアケガニ、クシテガニがどんどん出てくるし、スコップで掘ればハサミシャコエビ、シオマネキ、ヤマトオサガニ、アリアケガニ、ゴカイなどの姿も見えます。

締めきられた干潟にまだ無数の生命が生きてがんばっているのです。まだ間に合います。どうか水門を開いて干潟を救ってください。

（２）干潟は、ラムサール条約の前文にも明記されているように、「人間生活だけでなく、経済、文化、科学、レクリエーション上、大きな価値をもつ資源」です。また、稚魚の育成場でもあります。

とくに、(財) 日本野鳥の会の見地から言えば、この諫早湾干潟は世界でもトップクラスの渡り鳥の重要な中継地、言わば国際空港です。もし、この干潟が失われることになれば、渡り鳥の命ばかりではなく、これまでの渡り先のアメリカ、ロシア、中国、オーストラリア等の湿地の生態系をも狂わせるという重大な結果になりかねません。また、これは１９９２年、生物多様性条約がブラジルで締結されて５年目、各国でのその進展が問われている中で、この世界の流れにも逆行するものです。

（３）しかも、日本はラムサール条約に加盟しておりますから、渡り鳥の保護のためにも干潟の保全は、日本の国際的な責務というべきです。

いつもならば今の時期、オーストラリア等から渡ってきた１万羽以上のハマシギをはじめ、種々のシギチドリ等の水鳥で賑わっているはずの諫早湾ですが、水門締め切り後の最近の調査では、渡り鳥たちはぐっと数を減らし、一方、カラスが死んだ貝などに集まる異様な光景に変わっています。

自然が数千万年をかけてはぐくんできたこの貴重な干潟と、そこをすみかとする鳥類をはじめとする生物たちを根こそぎにすることほど、おろかで野蛮なことはありません。

（４）潮受け堤防の排水門の開閉については、1988 年の公有水面埋立（干拓）の承認にあたって必要な措置として環境庁長官が、「定期的なフラッシュ操作が行えるよう配慮すること。」と明言しており、さらに 1992 年の「諫早湾干拓事業に係る事業計画の変更について」でも同庁企画調整局長が「調整池全体の流動を促進するための排水門の適切な操作が行えるよう配慮すること。」とされています。諫早湾の水質はすでに刻一刻と悪化へ向かっています。水質汚濁が取り返しのつかない段階に進む前に、海水を入れ、生き物の力を利用して干潟本来の浄化力によって 水質を浄化するのがいちばんです。

（５）この干拓事業計画の抱える農業、防災、環境、財政問題については論議がありますが、これは時間をかけて、事実にもとづく検証で検討すべきです。これは、水門をしめ切らないとできないことではありません。しかし、干潟の生物、鳥類の命を救うことは一日一刻を争うことです。今水門を閉じたままにムツゴロウたちは苦しみながらがんばっています。まだ間に合います。どうか水門を開いて干潟の生き物たちを救ってください。

以上

（財）日本野鳥の会は 4 月 14 日に行われた諫早湾の潮受堤防締め切りに関して、 以下に示す文書を農林水産省宛に送付し、抗議の意を示しました。

農林水産大臣　藤本孝雄様

諫早湾の潮受堤防締め切りに抗議します

（財）日本野鳥の会は 4 月 14 日に行われた諫早湾干拓潮受堤防の抜き打ち的な 締め切りに強く抗議し、水門を開放して干潟の生態系の大崩壊を防ぐ最低限の措 置を講じられるよう、要望いたします。

諫早湾干拓事業について（財）日本野鳥の会は 1993 年以来貴省へ要望を行い、 また本会長崎県支部からも重ねて自然環境の保全に関する要望を行って参りまし た。特に昨年 2 月にも他自然保護団体と共に干拓事業の一時中止と見直しを求める署名を構造改善局に提出いたしております。今回の締め切りは、時期的に総務庁勧告への回答も行われておらず、環境庁の環境保全対策についての調査や有明海の環境調査もまたず、また環境庁長官の締め切り後の水質悪化に関する意見を十分検討したとも思われません。

様々な論議の中にある事業に対して、農林水産大臣ご自身の現地視察もないまま締め切りを強行されたことは、国家の財産とも言える有明海の干潟の自然環境の重要性、またわが国が締結する渡り鳥条約の趣旨を無視した行為と言わざるを得ません。

諫早湾干潟では潮の出入りが止まったことによって、膨大な数の生物がゆるやかな死を迎えつつあります。手遅れにならないうちに水門を開け、議論を尽くしてから結論を出されるよう重ねて要望いたします。

1997 年 4 月 23 日

（財）日本野鳥の会

自然保護センター所長　　品田　穣

（財）日本野鳥の会は、以下の観点からこの締め切りに反対し、干潟の自然環境の保全が実現されるべきと考えています。

1. 諫早湾の干潟は国内では最大規模の干潟であり、数・種ともに非常に多くの鳥類が生息する重要な湿地である。特にわが国の干潟は急速な早さで消滅しているため、干潟を渡りの中継地とするシギチドリ類などの渡り鳥の多くは危機的な状況にあると思われ、良好な干潟を保全することは、わが国の生物多様性を保全する上で重要なことと思われる。諫早湾の干潟には絶滅のおそれのある鳥類が多種記録され、国際的にも重要な価値を持っている。国際的に重要な水鳥と湿地の保全を目的としたラムサール条約への登録基準も満たし

ており、干潟の生態系を生かした形で保全を実現することは国際的な信義上も重要なことである。

2. 堤防の締切によって淡水環境が形成され、新たな生物相が成立するという説明が長崎県や農林水産省からなされているが、これは諫早湾の持つ進化史的な価値を無視した強引な論説である。諫早干潟には環境庁の「日本の絶滅のおそれのある野生生物」にリストアップされた魚類、甲殻類が複数生息するが、これらの中に日本列島が大陸とつながっていた頃の遺存種と考えられる種が含まれており、これら水生動物から鳥類に至る干潟の生態系は長い地史的な歴史を反映していると思われる。こうした生態系の成り立ちの歴史を無視して、人工的な淡水湖の生態系がその価値を代替するというのは、環境保全の論理を無視した詭弁であると言わざるを得ない。

締切堤防の水門。南北合わせて250mある。
ここを開ければ干拓の80%は生き返る。

3. 諫早湾干拓事業の環境保全上の問題点や防災上の効果については、長崎県議会や参議院などで議論がなされている途中であり、また干潟とその生物を原告とした訴訟も進行中である。総務庁からの勧告、環境庁からの水質に関する異議が出され、また干潟環境の生態系の調査も尽くされたとは言いがたい。こうした国民の間に多くの議論のある事業に対して、見切り発車のような形で多額の税金を支出することは国民への信義上、非常に問題があると言える。

資料：諫早湾の鳥類について

周辺域を含んで 232 種。長崎県内で記録されている鳥の種の 6 割が記録されている（鴨川 1989）。

特にシギチドリ類は渡り途中に多くの個体が立ち寄るため、中継地として国際的に重要。同時観察個体数としては最大時で総計 1 万 3 千羽以上にのぼる。（日本野鳥の会長崎県支部 1993）

全世界の個体数が約 2,000 羽と考えられているズグロカモメは、その 14%にものぼる個体数が越冬する（1995 年 2 月、竹下修　1995）。

日本野鳥の会のモニタリング調査によれば、有明海は大型シギ類（ダイシャクシギ、ホウロクシギ、チュウシャクシギ等）の個体数が他生息地に比べて格段に多い。ホウロクシギは現在、日豪渡り鳥条約に基づいて環境庁の委託により衛星による渡りルートの追跡を行っている途中である。越冬地のオーストラリアから繁殖地のアムール川に至る同種の渡りルートの中で、従来の知見から考えて諫早湾は非常に重要な中継地であることは容易に想像できる。

潮の干満のなくなっ干潟には、
数千のシギチドリが群れている。

また東日本や四国の各地の干潟と渡りパターンが違い、オーストラリアから中国へ向かう渡りの中継地となっている可能性が高い。（日本野鳥の会　未発表）

生息種には以下の希少な種を含む。

環境庁（1991）「日本の絶滅のおそれのある野生生物」記載種
絶滅危惧種　コウノトリ E
危　急　種　カンムリカイツブリ、ツクシガモ、ナベヅル V、マナヅル、サカツラガン、ツクシガモ、ヘラシギ、シベリアオオハシシギ、カラフトアオアシシギ E、コシャクシギ
希　少　種　マガン、ヒシクイ、トモエガモ、ヘラサギ、クロツラヘラサギ C、コアジサシ、アカアシシギ、ホウロクシギ、オオジシギ、セイタカシギ

Collar et al（1994）"Birds to Watch 2-The World List of Threatened Birds".Bird Life International.の記載種
Endangered（絶滅危惧種）　ズグロカモメ

*他に環境庁の RDB と次のカテゴリーで重複。
C:Critical（絶滅寸前種）　E:Endngered　V:Vulnerable（危急種）

ラムサール条約の国内１パーセント基準を満たす種
ズグロカモメ、ダイゼン、シロチドリ、ダイシャクシギ、ソリハシシギ、キアシシギ、 オバシギ、ハマシギ、サルハマシギ

東アジア・オーストラレイジアシギ・チドリ類渡来地ネットワークの中継地の基準を満た

す種　上記以外に
オグロシギ、オオソリハシシギ、チュウシャクシギ、ホウロクシギ、アオアシシギ

諫早干潟緊急救済本部
〒854　諫早市小野町 1100-13
TEL 0957-23-3740　FAX 0957-23-3927